

高校生等奨学給付金受給申請書

提出日(7月1日以降の日付)を記入してください。

※はじめに、次の5点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請は、兵庫県立の高等学校等において、奨学給付金の申請を行う。
- ☒ 兵庫県立の高等学校等において、奨学給付金の申請を行う。
- ☒ この申請は、奨学給付金の申請を行う。
- ☒ 過去に在籍していた高等学校等がある場合、この申請を確認することを了承します。

5項目を確認しチェックを付けてください。
(チェックがない場合は支給できません)家計急変の時期及び申請日により、基準日が異なります。
・7月1日以前に家計急変した場合→基準日:7月1日
・7月2日以降に家計急変した場合→基準日:申請日の翌月1日
(ただし、申請日が月の初日である場合は、申請月の1日)

※10月5日申請の場合は、11月1日基準日となります。

【1】申請内容

☒ 通常分(基準日:7月1日)☐ 家計急変分(基準日: 月 1日)

【2】保護者等

名 前	生年月日	生徒との続柄	課税地(その年の1月1日現在の住所)
① (申請者) (ふりがな) ひょうご たろう 兵庫県 太郎	昭和 平成 西暦 50 年 7 月 10 日	父	兵庫県 都道 神戸 市区町村
② (ふりがな) ひょうご はなこ 兵庫県 花子	昭和 平成 西暦 52 年 12 月 20 日	母	兵庫県 都道 神戸 市区町村
①申請者の住所 (基準日現在)	〒 650 - 8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通 5 - 10 - 1		
電話番号	自 宅	000-000-0000	携 帯 000-0000-0000

【3】高校生等

名 前	生年月日	昭和 平成 西暦	20 年 6 月 1 日
(ふりがな) ひょうご じろう 兵庫県 二郎			
現在 高等 学校 等 に 在 学 中 の 学 生 等	名 称 兵庫県立 ○○高等 学校	設置区分 国公立	課程区分 全日制・定時制・通信制
入学年月日 平成 令和 6 年 4 月 1 日	これまで在学中に 給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐	
た過 高去 等に 在学 等し	名 称 立 学校	設置区分 ☐ 国公立 ☐ 私 立	現在校で受給した回数です。 例では昨年度1学年時に受給しているとして、 1回に☑しています。
在学期間 年 月 日 ~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数		

【4】

現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等がある場合は、
学校の名称・設置区分・課程区分・在学期間・給付金の受給回数を記入。

該当する申請区分に○を記入。

7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。	申請区分
道府県民税所得割 及び市町村民税所 得割が非課税(0円) 世帯である。	全日制・定時制の高校生等 143,700円 通信制の高校生等 50,500円

※7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付金
に応じて算定した額。給付金の受領方法について、希望する方に☑を入れます。
(代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することが可能です。)
代理受領を希望しない場合や一部を委任する場合は、下記に振込先を記入します。
(ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。)

【5】受領方法 (希望する受領方法に「✓」を入れてください。)

☐ 右記給付金の受領方法に「✓」を入れてください。

※全額を委任する場合は、口座情報の記入は不要です。一部を委任する場合は、口座情報を記入してください。

☒ 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込 希望 口座	金融機関名	三井住友 銀行 三井 支店	預金種別	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ <td>ミツイスミモ<td>ミツイ<td>① 普通・総合 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他()<td></td><td></td></td></td></td>	ミツイスミモ <td>ミツイ<td>① 普通・総合 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他()<td></td><td></td></td></td>	ミツイ <td>① 普通・総合 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他()<td></td><td></td></td>	① 普通・総合 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他() <td></td> <td></td>		
銀行コード	0 0 0 9	支店番号 1 2 3	フリガナ	口座名義	兵庫 太郎

認定番号(※学校で記入します。)

		-			-					-				
--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

学年	クラス	出席番号

【6】保護者等の収入等の状況について

該当する口に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

(1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

☐	7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護受給証明書を提出します。 →記載項目は以上です
☒	基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給していません。 →【6】(2)及び該当する方に✓

(2)保護者等の状況及び提出書類について

☒	次の者の個人番号カードの写し等(様式4)	該当する項目に✓ 以前に個人番号の写し等(様式4)を提出済みであれば、再度の提出は不要のため、「~今回は添付しません。」に✓
☐	次の者の個人番号カードの写し等(様式4)	については、以前に提出済みですので、今回は添付しません。
☐	次の者の課税証明書等を添付します。	

生徒が未成年(18歳未満)の場合		こちらに該当するのは下記のようなケースです。 ・DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合 ・失踪により接触することができない場合 ・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合
①	☒ 親権者(両親)2名分	
②	☐ 親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名である場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティック・バイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	
③	☐ 未成年後見人()名分(複数) ※未成年後見人が、法人であるものを除く。	
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持 ・親権者、未成年後見人が存在しない場合	①~⑧までのうちいずれか1つに✓してください ※令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、申請時点で該当するケースをよくご確認ください。 ・生徒が未成年(18歳未満)の場合...①~④から選択 ・生徒が在学中に成人(18歳)したが、生計維持者(両親等)に変更がない場合...⑤又は⑥から選択 ・入学時点で成人であるが、生計維持者が存在する場合、生徒が在学中に成人後、生計維持者に変更があった場合 等...⑦を選択
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の状況		
⑤	☐ 主たる生計維持者(両親等)2名分	
⑥	☐ 主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者が1名存在する場合 ・主たる生計維持者が2名存在する場合、1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
生徒が入学時点で成人に達している、または①~⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合		
⑦	☐ 主たる生計維持者1名分	
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自己で生計を維持している場合		
⑧	☐ 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等	

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

(通常・家計急変)
添付書類について申請前に再度確認し、口に✓を入れてください

- ・共通で提出する書類
 - ☐ 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
- ・家計急変の場合
 - ☐ 家計急変についての申立書(様式11)
 - ☐ 家計急変後の収入状況確認書類(離職票、給与支払見込証明書、収入申告書 等)
- ・兵庫県内の国立学校に在学している場合
 - ☐ 在学証明書(様式3-1)
- ・兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - ☐ 在学証明書(様式3-1)
 - ☐ 保護者等全員の住民票記載事項証明書(個人番号カードの写し等を提出しない場合)
- ・着用が義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合
 - ☐ 罹災証明書等
 - ☐ 制服の再購入に係る誓約書(様式13)
 - 兵庫県内の国立学校または兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - ☐ 制服の再購入に係る証明書(様式14)